

第4回資料閲覧に係る各種手続きについて

令和8年2月 24日

本事業における第4回資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧（データ借受）の申し込みは、本事業への参加申請をもって代えるものとし、参加申請を行った者のみ閲覧を可能とする。

また、資料閲覧にあたり、本事業についての守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1）を未提出の者は電子メールにより提出すること。

ただし、第1回から第3回の資料閲覧において、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1）を提出済みの場合、同資料の提出は不要とする。

- (ア) 閲覧期間 令和7年3月28日から令和7年4月18日まで（第1回実施済）
令和7年7月30日から令和7年8月6日まで（第2回実施済）
令和7年11月17日から令和7年11月21日まで（第3回実施済）
令和8年3月4日から令和8年 3月 19日まで（第4回）
- (イ) 閲覧場所 三ツ境庁舎
- (ウ) 閲覧資料 一覧は「第4回閲覧資料一覧」を参照のこと。
- (エ) 申込期間 令和7年3月21日から令和7年3月28日まで（第1回実施済）
令和7年7月18日から令和7年7月25日まで（第2回実施済）
令和7年10月29日から令和7年11月7日まで（第3回実施済）
本案内公表から令和8年3月4日まで（第4回）
- (オ) 申込先 総務部契約検査課 契約係
(電話番号) 045-363-4961
(電子メール) sagamihara_haisui_dbo@kwsa.or.jp
- (カ) 申込方法 本事業への参加申請をもって第4回資料閲覧の申込に代えるものとする。
- (キ) 注意事項
 - a 閲覧資料の提供は総務部契約検査課より、閲覧期間内（平日の午前9時～12時及び午後1時～5時）に来庁した対象事業者にDVDにて提供する。
 - b 資料の閲覧・データ借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は一切受け付けない。
 - c 本事業の参加申請を行った代表企業が閲覧資料を他の業者へ開示する場合は、構成企業及び本事業に係る協力会社に限る。ただしこの場合は、守秘義務の遵守に関する誓約書第1条の事前の書面による企業団への通知を不要とする。